

## 金沢都市計画区域の変更について (石川県決定)

金沢都市計画区域を次のとおり変更する。

### 1. 変更に係る都市計画区域の名称

金沢都市計画区域

### 2. 変更に係る土地の区域

#### (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

石川県金沢市戸水町タ之部 63 番 3 の地先公有水面、及び清水町、戸室新保、若松町の一部

### 3. 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

### 4. 変更の理由

#### ○無量寺地区

現在、金沢港及び港周辺において、増加するクルーズ船やコンテナ貨物に対応するため、金沢港機能強化整備計画により、クルーズターミナルの建設やコンテナ上屋の整備が行われている。

今回、無量寺ふ頭内の船だまり部について埋立てを行い、クルーズターミナル敷地の一部としての土地利用がなされることから、当該区域の計画的な整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域を約0.5ha 拡大するものである。

#### ○清水町地区

現在、戸室新保第3期埋立場は一般廃棄物の最終処分場として埋立てが行われており、令和4年には埋立てが完了する計画となっている。

すでに埋立てが完了した隣接する埋立て地は、戸室スポーツ広場として整備がなされている。当該地区において、埋立て完了後、戸室スポーツ広場の拡張など、埋立て場跡地の一体的な整備を行う計画であり、当該区域の計画的な整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域を約23.5ha 拡大するものである。